

## 別表十七(三)の六付表

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額等の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	( )			
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1			適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「26」)	6				
本事 店務 又所 はの 主所 た在 る	国 名 又 は 地 域 名	2		子会社から受ける配当等の額	7				
所 在 地	3			控除対象配当等の額	8				
事 業 年 度	4	:	:	調整適用対象金額 (6) + (7) + (8)	9				
所 得 税 等 の 額	5		円	課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	10				
				(10) (9)	11	%			
				(5) × (11)	12	円			
外 所 國 得 金 稅 融 額 子 等 會 相 社 当 等 額 以 等 外 の 計 部 分 對 象 外 國 關 係 會 社 に 係 る 控 除 對 象	特 は に た 定 対 該 場 外 象 当 合 國 外 す 關 有 す 關 有 す 會 係 有 す 會 係 有 す 社 會 と 又 社 し	適 用 対 象 金 額 (49)	13		外 国 金 融 子 會 社 等 に 係 る 控 除 對 象	特 は に た 定 対 該 場 外 象 当 合 國 外 す 關 有 す 關 有 す 會 係 有 す 會 係 有 す 社 會 と 又 社 し	適 用 対 象 金 額 (49)	22	
		子 會 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	14				子 會 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	23	
		控除対象配当等の額	15				控除対象配当等の額	24	
		調 整 適 用 対 象 金 額 (13) + (14) + (15)	16				調 整 適 用 対 象 金 額 (22) + (23) + (24)	25	
		部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「7」)	17				金 融 子 會 會 等 部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の四)「9」)	26	
		部 分 課 稅 対 象 金 額 又 は 個 別 部 分 課 稅 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「9」)	18				金 融 子 會 會 等 部 分 課 稅 対 象 金 額 又 は 個 別 金 融 子 會 會 等 部 分 課 稅 対 象 金 額 (別表十七(三の四)「11」)	27	
		(18) ≤ (16) の 場 合 $\frac{(18)}{(16)}$	19	%			(27) ≤ (25) の 場 合 $\frac{(27)}{(25)}$	28	%
		(18) > (16) の 場 合 $\frac{(18)}{(17)}$	20	%			(27) > (25) の 場 合 $\frac{(27)}{(26)}$	29	%
		(5) × ((19) 又は (20))	21	円			(5) × ((28) 又は (29))	30	円
		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ((12)、(21)又は(30))						31	円
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算									
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令	32	本邦法令・外国法令		控除対象配当等の額	41				
當 期 の 利 益 若 し く は 欠 損 の 額 又 は 所 得 金 額	33				42				
加 算	損 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 額	34			43				
		35		小 計	44				
		36		基 準 所 得 金 額 (33) + (38) - (44)	45				
		37		繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	46				
	小 計	38		當 期 中 に 納 付 す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	47				
減 算	益 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 還 付 額	39		當 期 中 に 還 付 を 受 け て こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	48				
	子 會 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	40		適 用 対 象 金 額 (45) - (46) - (47) + (48)	49				